

## 第 1 1 避難誘導等に従事する者の安全確保

津波発生のおそれがある場合、市職員、消防職員、消防団員等は、様々な手段を用いて避難広報を行うと同時に、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める必要がありますが、東日本大震災の教訓として、避難誘導業務にあたる者の安全管理体制の構築も急務とされています。

したがって、地震災害時に避難誘導業務等を行う各組織にあっては、活動マニュアルを整備するとともに定期的に研修等を行うなど、避難誘導等に従事する者の安全確保策を講じるものとします。